様式ID	NTA1VNX184010010

★

特例対象株式等についての納税猶予の 贈与税／相続税 の差額免除申請書（特例措置）

（１面）

年　月　日　提出

提出先	F01		税務署長				
フリガナ	F03		電話番号	― ―			
氏名（申請者）	F04		生年月日	元号	年	月	日
			K01				
郵便番号	―	住所	F06				

租税特別措置法 第70条の７の５第12項 第70条の７の６第13項（第70条の７の８第17項において準用する同法第70条の７の６第13項） 又は 第70条の７の５第13項 第70条の７の６第14項（第70条の７の８第17項において準用する同法第70条の７の６第14項） の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税／相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

１　この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

※　該当するものにレ点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。

□　租税特別措置法第70条の７の＿第＿項第＿号に該当

□　租税特別措置法第70条の７の＿第＿項第＿号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の＿第＿項第＿号に該当

（譲渡等先（注１）の氏名又は名称） ＿＿＿＿＿＿＿＿

（譲渡等先の住所又は所在地） ＿＿＿＿＿＿＿＿

２　１の事情が生じた年月日　＿＿年＿＿月＿＿日

３　１の事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

４　会社の事業の継続が困難な事由の別

租税特別措置法施行令第40条の８の＿第＿項第＿号に該当

５　４の事由が生じた事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

６　株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等（注２）

	①　取得年月日	②　特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③　株式数又は金額（株・口・円）	④　③のうち、譲渡等した株式数又は金額（株・口・円）	⑤　④のうち、免除を申請するものの数又は金額（株・口・円）
イ	・　・				
ロ	・　・				
ハ	・　・				

※　特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株式数又は金額を記入してください。

（２面に続きます。）

（２面）

様式ID	NTA0VNX184020010

氏　　名 （申請者）	

７　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

①　１の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
②　①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額（①×ロ／イ） ※　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
イ　譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	株（口・円）
ロ　イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	株（口・円）
③　再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）（注３）	円
イ　対価の額（注４）	円
ロ　イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ　１の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額（注５）	円
ニ　ハの２分の１に相当する金額	円
ホ　イとニのいずれか大きい金額（解散による場合はイの金額）	円
④　剰余金の配当等の額（イ＋ロ）（注６）	円
イ　経営承継者（注７）及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ　特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与（注８）の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤　免除を受けようとする贈与税・相続税額 （①（特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②）－（③＋④））	円

８　引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等

租税特別措置法第70条の７の５第12項・第70条の７の６第13項（第70条の７の８第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受ける場合には⑴、租税特別措置法第70条の７の５第13項・第70条の７の６第14項（第70条の７の８第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受ける場合には⑵に記載してください。

⑴　租税特別措置法第70条の７の５第12項・第70条の７の６第13項の規定により納付する税額の計算等

①　１の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額（７①）	円
②　納付する税額（７③＋７④（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ＋ロ））（注９）	円
イ　再計算した納税猶予分の贈与額・相続税額（７③）のうち株式等以外の財産の価額（７③ロ）に対応する金額（７③×７③ロ／７③ホ） ※　計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
ロ　剰余金の配当等の額（７④）	円
③　免除を受けようとする贈与税・相続税額（７⑤）	円
④　引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－②－③）	円

⑵　租税特別措置法第70条の７の５第13項・第70条の７の６第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

①　租税特別措置法第70条の７の５第13項・第70条の７の６第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額（７③＋７④）	円
②　特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額（７①－７②）	円
③　引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①＋②）	円

税 理 士 署 名		税 理 士 電 話 番 号	―　　―

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		（西暦）年	月	日
		F12			

○　（注１）から（注９）までについては、記載要領等を参照してください。

（R8.9）